

広島県告示第二百七十六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって指定した、広島県産業科学技術研究所の管理を行う指定管理者に係る管理の期間を次のとおり変更した。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

公益財団法人ひろしま産業振興機構 理事長 深山 英樹

2 主たる事務所の所在地

広島市中区千田町三丁目七番四七号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

管理の期間

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
平成三年四月一日から平成二八年三月三十一日まで			平成三年四月一日から平成二六年三月三十一日まで		